

○石川工業高等専門学校学則（抜粋）

（修了）

第54条 学生は，専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し，62単位以上を修得するものとする。

- 2 学生は，指定された創造工学プログラムの修了要件をすべて満たさなければならない。
- 3 校長は，前2項の要件を満たした者に対し修了を認定し，修了証書を授与する。